

外国企業が中国で納める税金

CIT — 企業所得税

- **25%** 基本税率
- **15%** HNTE（ハイテク企業）および優遇地域
- **5%** 小型薄利企業

増値税（VAT）

- **13%** 物品・輸入
- **9%** 運輸・建設・農産品
- **6%** 現代サービス
- **0%** 輸出

WHT — 源泉徴収税

- **10%** 非居住者への配当・利子・ロイヤルティ
- **5%** 持分25%以上で租税条約により

IIT — 従業員の個人所得税

- **3～45%** 累進税率
- 雇用主が毎月源泉徴収

増値税に上乗せ：

- 都市維持建設税7%
- 教育費付加3%
- 地方教育付加2%

いずれも納付した増値税額を基に計算。

発票（fapiao）のない経費がより高くつく理由

- 1 仕入先がe-fapiao（電子発票）を発行 — 税務当局のシステムで作成される電子インボイス
- 2 データはSTAのプラットフォームへ — 国家税務総局（State Taxation Administration）
- 3 金税四期（Golden Tax IV）が自動照合 — 申告書、銀行取引、インボイスが税務調査官を介さずに突き合わされる
- 4 控除確定 — 経費がCITの課税ベースを減らし、仕入増値税は控除される

発票なし → 経費は損金算入不可

代金を支払い、商品も受け取ったのに、その金額は課税所得に残り、自社のCIT税率で課税される。仕入増値税の控除も失われる。

仕入先の「発票なし」値引きが経済的に見合うのは、価格の4分の1を超える場合のみ——しかも失われる増値税控除は含まれていない。

TRE・non-TRE・PE：境界線はどこにあるか

TRE — 居住者企業

Tax Resident Enterprise・中国法に基づき設立、または中国国内から管理

課税対象：全世界所得

税率：25%（または優遇税率）

恒久的施設のないnon-TRE

非居住者企業（Non-Tax Resident Enterprise）・中国での登記なし、管理は国外

課税対象：中国源泉所得のみ

税率：源泉徴収WHT 10%

恒久的施設（PE）のあるnon-TRE

Permanent Establishment——事務所、建設現場、役務提供の場所

課税対象：当該施設の利益

税率：25%

税務調査官が実質的管理場所（POEM）と判断する要素

予算の承認場所・取締役会議事録の保管場所・人事決定を下す者・会計処理の場所

2025年4月1日以降、税務居住者証明書は電子税務局で申請でき、**7営業日**で発行される。

研究開発費の追加控除と 15%税率：効果は重なる

試算例。前提：控除前利益3,000万元、うち研究開発費1,000万元。

標準

課税ベース：3,000万元

税率：25%

税額：750万元

HNTE + 200%追加控除

1,000万元を追加控除

課税ベース：2,000万元

税率：15%

税額：300万元

差額は年間450万元

両制度は順番に作用する：まず追加控除で課税ベースを削り、その後に優遇税率を適用する。

200%はほとんどの企業に適用。集積回路および工作機械の製造企業は2027年12月31日まで220%。
HNTE認定証は年度申告書の提出日時点で有効でなければならない。

小規模納税者か一般納税者か： 年間売上高で何が変わるか

基準

年間売上高500万元（約70万米ドル）

基準以下：小規模納税者

税率3%、2023年1月1日～2027年12月31日
は1%に軽減

仕入増値税の控除は不可

仕入先の増値税はすべて原価に残る

仕入規模が小さい場合に適する

基準超：一般納税者

取引の種類に応じて13%/9%/6%

増値税専用発票により仕入税額を控除

輸出還付を受けられる

貿易・製造業に適する

一般納税者の登録は最初の大口仕入れの前に。すでに計上済みの発票の仕入税額は遡って控除できない。

輸出時の増値税還付はどうなるか

日付	変更内容
2026年3月31日まで	輸出品目カタログに基づき0～13%を還付
2026年4月1日から	太陽光発電製品（パネル、モジュール、インバーター）——還付を全面廃止。蓄電池製品——2026年4月～12月は還付率を9%から6%に引き下げ
2027年1月1日から	蓄電池製品——還付を終了

重要

基準日は輸出申告書上の輸出日——契約日でも倉庫からの出荷日でもない。

期限前に締結し、期限後に輸出申告した契約は、全体が新ルールの対象となる。

利益を国外へ送金する前にそろえるべき条件

- 1 引受資本の払込完了 — これがなければ配当は支払えない
- 2 年次監査の完了 — 外商投資企業には義務
- 3 過年度の欠損補填 — 補填後に残った利益のみ分配可能
- 4 税引後利益の10%を法定積立金へ — 積立金が登録資本の50%に達するまで継続

送金

WHTの基本税率——10%。持分25%以上かつ受益者（beneficial owner）の確認を条件に、二重課税防止条約により5%。

否認

事務所、従業員、自社の営業費用を持たない持株会社は、実体（サブスタンス）を証明できない。優遇は否認され、標準の10%が源泉徴収される。

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177



legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169